

各種証明書の海外からの郵送請求について

海外から各種証明書の郵送請求を行う場合には、手数料・返信用封筒の扱いが日本国内向けと異なります。以下の点に注意のうえ、ご請求ください。

1. 申請方法について（お支払い方法によって異なります）

【日本の定額小為替でのお支払いの場合】

(1) 以下の書類を市川市へご郵送ください。

① 交付申請書

- ・国際電話で確認を行う場合がありますので、【電話番号】と【連絡できる時間】をご記入ください。
- ・お電話が繋がらない場合に備えて【メールアドレス】を余白にご記入ください。

② 日本の定額小為替

- ・【証明書の手数料】と【日本（市役所）～海外（返送先）の住所への郵送料】の合計額に、余裕を加えた金額をお願いします。
- ・証明書の増加により手数料等が不足した場合、再度、追加の手数料をご送付いただくのを防ぐためです。なお、釣銭は日本郵便の切手となります。
- ・日本にいる知人等から別送していただくことも可能です。

③ 本人確認書類のコピー

- ・運転免許証、パスポート等顔写真付のコピーを同封ください。
- ※海外（返送先）住所の記載がない場合、住所が分かる資料のコピーを同封してください。

(2) 市川市役所での申請書の審査完了後、市川市役所から証明書を郵送いたします。

【キャッシュレス決済でのお支払いの場合】

(1) 海外からの請求仮申請フォームより、必要事項をご申請ください。

<https://logoform.jp/f/BaltX>



(2) 仮申請が完了しますと、メールにて【受付番号】が送られてきます。この時点では申請は仮であり、申請手続きは完了していません。

(3) 以下の書類を市川市役所へご郵送ください。

① 交付申請書

- ・余白に【キャッシュレス決済希望】の旨と(2)で取得した【受付番号】をご記載ください。

② 本人確認書類のコピー

- ・運転免許証、パスポート等顔写真付のコピーを同封ください。
- ※海外（返送先）住所の記載がない場合、住所が分かる資料のコピーを同封してください。

- (4) 市川市役所での申請書の審査完了後、【証明手数料と郵送料の合計金額】について「お支払い内容確定のご案内」のメールをお送りします。
- (5) メールのご案内に従い、クレジットカード（VISA/Master card/JCB/American Express/Diners Club）もしくはPayPay アプリにてお支払いください。
- (6) お支払い完了後、市川市役所から証明書を郵送いたします。

※「お支払い内容確定のご案内」メールが送られてから7日間以内にオンライン決済を完了してください。期限が過ぎても決済が行われない場合は、申請を取り下げたものとみなします。

※決済後のキャンセル・変更対応はできません。また、申請不備による証明書の交換もできません。

※証明書の発行日付は決済日以降の日付となります。

※土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日はお取扱いいたしません。

2. 郵送方法について

送達不明を避けるため、国際スピード郵便（EMS）を推奨しております。

返信用封筒の同封は不要ですが、専用封筒代51円を郵送料とともにご負担いただきますこと、ご了承ください。

※その他の郵送方法をご希望の場合は、申請書の備考欄にご記入ください。なお、別途【返信用封筒】が必要となります。（返信用封筒には宛先となる郵便番号・住所・氏名を送付先の言語で記入し、余白に指定する郵便の種類を記入してください。お支払いいただいた郵送料をもとに市川市にて日本郵便の切手を購入・貼付いたしますので、切手の貼付は不要です）

3. 注意事項

・国際郵便の往復日数（※国により異なります）及び、処理日数（※2～3日）が必要です。お時間に余裕をもってお申し込みください。

・戸籍の届出をしている場合、必ず請求書の余白に【届出の年月日】と【届出の種類】を書いてください。

理由：在外（海外）の日本大使館、領事館に婚姻届・出生届などの戸籍届をされた場合、外務省経由で、本籍地の市区町村に戸籍届が郵送され、戸籍に記載されます。市川市では戸籍届が問題なく、集配され、戸籍届どおり記載されているかどうか、再度の確認をおこなっているためです。誠にお手数ですがご理解・ご協力をお願いいたします。